

# 令和6年度同7年度日本弁護士連合会会長選挙 選挙公報

日本弁護士連合会選挙管理委員会

投票日：令和6年2月9日(金) 不在者投票日：令和6年2月5日(月)～2月8日(木)

※投票時間・場所は所属弁護士会により異なりますので、令和6年1月10日付けの施行通知を御確認ください。



令和6年度同7年度日弁連会長候補

東京弁護士会所属 渕上 玲子

1954年(昭和29年)8月2日生/1983年(昭和58年)4月6日登録

## ..... 新たな司法の未来につなぐ .....

### はじめに

私はコロナ禍の事務総長としてIT化に深く関わり、飛躍的な技術革新、デジタル化が進む社会において、すべての弁護士が希望を持てる新しい司法の未来につなぐことが必要と考えるようになりました。日弁連の副会長、事務総長という経験を生かし、日弁連の諸課題に多様な意見を取り入れ、日弁連における男女共同参画を実現する一歩として、日弁連会長に立候補することといたしました。

### 第1 立憲主義と恒久平和主義を守る

安全保障関連法案は、立憲主義に反するものとして、その廃止を求めていく必要があります。日弁連は、敵基地攻撃能力の閣議決定も自衛権行使の要件に反すると指摘しています。平和に対する脅威について、武力的対抗措置で人々の不安を取り除くことはできません。憲法改正については、緊急事態条項等の必要性はなく、憲法改正手続法に最低投票率の定めや公平な広報手段に関するルールを定めていないなど多くの問題があります。日弁連は、立憲主義、恒久平和主義、基本的人権の尊重などの基本原理の重要性と弁護士・弁護士会が果たすべき役割への市民の理解を求め、市民と弁護士をつなぐ役割を果たしていく必要があります。

### 第2 市民の人権を守る

#### 1 多様性を認め合う社会の実現

両性の平等はもちろんのこと、性的指向や多文化、多様な価値観の違いを認め合う社会の実現を求めていかなければなりません。LGBT理解増進法に基づく具体的な施策が法の趣旨に沿ったものかを検討し、提言していく必要があります。同性間の婚姻について異性間の婚姻と同様の婚姻制度の実現を強く求めていく必要もあります。

#### 2 選択的夫婦別姓(別氏)制度の実現

多くの女性が婚姻を契機に改姓を強制されることは、「改姓を強制されない自由」の侵害として憲法13条に違反し、夫婦同姓の強制を定める民法750条は、憲法13条・14条・24条、各種条約に違反しています。選択的夫婦別姓制度を速やかに導入するように国会及び政府に求めていかなければなりません。

#### 3 子どもの権利

弁護士には、権利の主体である子どもの意見表明権の行使をサポートする役割が求められており、家事手続代理人の拡充のほか、意見表明のための代理人制度を導入していく必要があります。児童虐待への対応として、児童相談所への弁護士の配置を進めていくことが重要です。改正少年法は、改正後の運用状況を把握しながら、少年の更生に資する制度となるよう改善を求めていかなければなりません。

#### 4 高齢者・障がい者

被後見人の本人らしい生活の継続のために、成年後見制度の見直しにあたっては、被後見人のニーズの変化に応じた柔軟な成年後見制度、専門職後見人の報酬の適正化、被後見人の報酬負担が困難なケースでの報酬助成制度の拡充を求めていくことが必要です。精神保健福祉法における強制入院制度の廃止について弁護士が声を上げていくべきです。日弁連委託援助事業である精神障がい者支援の国費・公費化に向けた取組を推進していかなければなりません。

#### 5 消費者の権利

デジタルツールによる消費者被害、SNSを誘引手段とする被害の予防や、被害回復に向けた実効性のある対策が必要です。高齢者の認知機能の衰えに乗じた消費者被害に対し、弁護士による支援態勢を整えることが重要です。

#### 6 反社会的な宗教活動への取組

反社会的な宗教活動による被害者支援が喫緊の課題となっています。日弁連は、法テラス等との連携に加え、立法を含めた対応を提言して被害者支援を継続していくことが重要です。

#### 7 貧困・労働問題への取組

生活保護基準の不当な引下げの撤回と日弁連が提案した生活保護法改正要綱案に基づく改正を求めていかなければなりません。物価高は賃金上昇を上回る状況にあり、最低賃金保障金額の増額を求めていく必要があります。

#### 8 外国人の権利

多文化共生の観点から、様々な法律問題を抱える外国人住民の支援を、総合相談窓口と連携しながら引き続き行っていく必要があります。改正入管法等に関しては、難民認定基準の明確化、身柄拘束を伴う収容についての司法審査、収容施設における人権侵害の根絶を求めていかなければなりません。ヘイトスピーチは解消法制定後も公然と行われている実態があり、表現の自由に配慮しながら、さらに踏み込んだ法整備が必要です。

#### 9 犯罪被害者への支援

経済的支援の拡充として国による損害賠償金の立替払制度、補償制度を設ける必要があります。改正配偶者暴力防止法の保護命令制度を、経済面や社会的隔離、同性間のDV等にまで拡大するべく、さらに法改正を求めていく必要があります。

#### 10 災害対策・復興支援

災害時に被災地の市民に寄り添う支援が必要です。災害ケースマネジメントを広め、弁護士の役割を深化させていく必要があります。全国の自治体と災害復興支援協定を結び、過去の災害を未来の災害の教訓とするシステムを構築することも必要です。

#### 11 公害環境

脱炭素社会の実現、放射性廃棄物の処理問題、プラスチックごみ問題など地球環境の保全、公害・環境汚染による被害者救済などについて、日弁連は提言を続けていかなければなりません。

#### 12 情報問題

デジタル化やAIの利用による個人情報漏洩のリスク回避、迅速な被害者救済の手続を求めていかなければなりません。日弁連は、マイナンバーカードについて、様々な警鐘を鳴らしていますが、特に健康保険への利用は、健康保険制度の根幹に関わる問題であり、適切な対応を求めていく必要があります。

#### 13 SNS等による誹謗中傷

SNSでの誹謗中傷による回復し難い被害の救済のため、発信者情報開示をさらに容易にするよう法律の改正を求めていく必要があります。

#### 14 犯罪加害者家族支援

犯罪加害者家族、特にその子どもは、法的支援の対象とはなっておらず、大きなダメージを受けています。犯罪加害者家族に対する差別をなくし、法律専門家による支援態勢の整備をしていかなければなりません。

#### 15 ビジネスと人権

企業によるSDGs及びESGの取組について、日弁連は、「ビジネスと人権」に関する行動計画(NAP)を踏まえ、サプライチェーンにおける人権侵害防止の具体的な施策の必要性を指摘しました。関係省庁に対して、NAPを適切に更新するように求めていく必要があります。

#### 16 国内人権機関の設置と個人通報制度の導入

日本ではいまだにパリ原則に基づく国内人権機関の設置、個人通報制度が実現されていません。日弁連は引き続き実現を強く求めていく必要があります。

### 第3 司法の未来—裁判手続を中心に

#### 1 民事訴訟手続等の未来

(1) 日弁連は、最高裁が開発するIT化の新しいシステムについて弁護士、市民が利用しやすいものとなるよう働きかけ、会員・事務職員等への研修を実施し、さらには会員のための技術的な窓口を設置していく必要があります。弁護士が市民に対して本人サポートを行う場合、これを日弁連が支援する体制も必要です。

(2) IT化・デジタル化に伴い、提訴手数料の低・定額化を強く求めていく必要があります。法定審理期間訴訟手続について、手続の利用状況を調査し、問題点の改善を求めていくことも重要です。

(3) 証拠収集制度の拡充や強制執行制度の改善を求めるとともに、慰謝料額算定の適正化や違法収益移転制度など、日弁連の議論を深めていく必要があります。

## 2 刑事訴訟手続の未来

(1) 刑事訴訟手続のIT化は、被疑者・被告人の権利や利益を守ることが前提です。弁護人のオンライン接見の実施を目指し、必要な設備の整備を求めていく必要があります。オンライン証拠開示、被告人の電子データの証拠閲覧を可能とする設備を刑事施設内に整備することも求めていきます。

(2) 日弁連は、2016年改正刑訴法の3年後見直しに合わせ、施行状況に関する情報を収集し、今なお不適正な取調べが行われていることを指摘しています。取調べの録音・録画の対象の全事件・全過程への拡大、取調べの立会権の確立、保釈の運用の適正化等による人質司法の解消、証拠開示制度の改善を求めていかなければなりません。

(3) 裁判員制度について、死刑の量刑判断における全員一致制度や、裁判員が主体的・実質的に参加できる運営を求めていく必要があります。国選報酬については、不合理な報酬基準の見直し、報酬基準全体の引上げに向けて引き続き取り組む必要があります。

(4) 死刑は生命を奪う究極の刑罰であり、国際人権基準からは廃止する方向です。袴田事件では再審開始が認められました。国民の理解を求めて、死刑制度廃止に向け一層の取組が必要です。

(5) 罪に問われた障がい者等に対する更生支援・再犯防止としては、刑事手続・刑事施設収容中及び出所後の弁護士による切れ目のない支援が必要であり、法務省や厚生労働省との連携を図っていきます。

(6) えん罪被害者を救うためには、再審法の改正が必要です。再審請求審における全面的証拠開示、再審開始決定に対する検察官による不服申立禁止を含む法改正を求めていきます。

## 3 家事事件の未来

事件数や高葛藤事案の増加で、家庭裁判所の役割はさらに重くなっていますが、家裁はこの変化に必ずしも対応できていないのが実情です。裁判官・調査官等の配置は万全とは言えず、事件数に見合った調停室の確保もできていません。面会交流の部屋やエレベーター設備のない裁判所も多数あります。人的、物的設備の充実、特に調査官の充実を求めていく必要があります。

## 4 裁判外紛争解決手続(ADR)の未来

機密性、迅速性、比較的低廉な費用で実施できることなど、ADRの使い勝手のよさを広報し、利用を活性化する必要があります。医療、金融、国際家事、災害などの専門分野のほか、新たな分野のADRを創設していく必要があります。オンラインによる紛争解決(ODR)は、その有用性の一方で、安易な運用がなされないよう解決基準の適正、公正が担保されるべきあり、法の担い手である弁護士の存在は不可欠です。

## 5 新技術(生成AI)に対する司法の未来

チャットGPTなど生成AIを活用した新技術は、弁護士の業務に革命的な進歩をもたらす可能性を秘めています。他方で、法律相談その他の法律業務を浸食される、紛争解決手続まで奪われるといった危惧感もあります。日弁連はAIが弁護士業務に与える影響を分析して対策を検討し、その結果を会員に発信していく必要があります。

## 第4 法の支配を社会のすみずみに

### 1 扶助改革及び法テラス手続のIT化・デジタル化

日弁連は2023年3月に扶助改革宣言を決議しました。立替償還制を給付制にするとともに弁護士報酬を適正化することを求めて、利用しやすい民事扶助を目指すものです。民事扶助の利用手続の煩瑣さ、扶助報酬の低廉さには多くの弁護士が強い不満を持っており、扶助申込み等のIT化、デジタル化の推進など使いやすさの向上を求めていく必要があります。

## 2 弁護士費用保険

新たな権利保護保険の開発が続いています。他方、保険会社による報酬算定が適正なものになるよう、協議を続けていく必要があります。

## 3 司法過疎・弁護士偏在問題

大都市以外で登録する弁護士の数が減少しています。司法過疎・弁護士偏在も、ひまわり基金法律事務所所長の希望者の減少、養成事務所である都市型公設事務所の経営悪化など深刻な問題が生じています。女性弁護士ゼロ支部の解消を含め、再度の司法過疎が生じないように養成制度の見直しなどに取り組まなければなりません。

## 4 法曹養成

2023年度の司法試験は在学中受験の実施により、前倒しの受験者数が増え、合格者数も増加しました。近年修習生の就職率は高く、地方のみならず、都市部でも中小の事務所採用困難な状況が続いています。司法試験合格者数については2022年度理事会で、当面の間1500人程度とする方針は変更しないと確認しており、合格者数の推移について見守る必要があります。日弁連は有為で多様な人材が法曹界に入ることを期待し、法曹志望者増に向けて、法曹の魅力を発信し、小中高校生にも働きかけていかなければなりません。各地の弁護士会が行う法教育、インターンシップ等の取組への支援、マスコミへの働きかけなど一層の取組強化を行います。

## 5 若手支援

日弁連は若手弁護士の業務支援を行っていかねばなりません。

(1) 業務効率化のアイデアを集約し、情報提供していきます。

(2) ロースクール、司法研修所、実務と続く弁護士教育を充実させ、全国同一レベルの研修環境を構築していくことが重要です。新たな専門分野については、業務拡大につながるサポートが必要です。

(3) 若手弁護士が、会務を含めて縦横無尽に活躍できるような基盤を作ることも大事です。谷間世代の不公平への手当や2023年に提案された新たな基金制度の実現に向けた活動が必要です。

## 6 活動領域の拡充のさらなる推進

弁護士の活動領域は質量ともに拡大が続いています。弁護士が法の支配の担い手として活躍し、拡大した分野を確実に定着させていくことが重要です。

### (1) 中小企業支援

創業、事業承継、事業再生、再チャレンジ、海外展開などの各局面で、弁護士のより踏み込んだ支援が求められています。中小企業関連団体や金融機関、士業団体等との情報・意見交換の場を設けたり、各分野に精通した弁護士を地域に派遣して実践的な研修を行うなどの活動が重要です。

### (2) 組織内弁護士

任期付公務員や企業内弁護士を含め、3000人を超える組織内弁護士の求めるニーズにも応えていく必要があります。

### (3) 自治体連携

日弁連や弁護士会は様々なツールを用いて、法律相談、法教育などで自治体と連携しています。社会の変化や住民福祉のニーズの多様化に応じて、社会正義や人権尊重の感覚に優れる弁護士の活躍が求められており、日弁連は積極的に後押ししていく必要があります。

### (4) 国際化

インバウンド・アウトバウンドの事業活動のニーズは高まっています。弁護士は国際業務の面で中小企業への法的支援を拡充すべきであり、日弁連は実践的な研修等を実施し、この取組を支援していく必要があります。

### (5) 新たな分野

民事信託や行政処分前の行政過程における代理人としての関与業務などがあります。女性弁護士の社外役員就任も推進すべきです。

## 第5 弁護士自治を守り新たな弁護士会の未来を築く

### 1 弁護士自治を守る

公正・公平な社会の実現を目指すために、弁護士は他の権力から独立した存在でなければなりません。綱紀・懲戒制度は弁護士自治の根源であり、適切な運用を図り、若い世代にも伝えていく必要があります。弁護士による不祥事の根絶に向けて、弁護士倫理研修は必須であり、他方、迅速かつ厳正な懲戒手続を進めていくことが重要です。弁護士がテロ資金洗浄に巻き込まれないよう注意喚起を行いつつ、弁護士の独立性が害されることのないよう対応していかなければなりません。

### 2 女性が活躍する弁護士会を

男女共同参画社会を実現し、ダイバーシティ&インクルージョンを推進することは国の未来につながるものです。ワークライフバランスを考慮した会務運営、収入・所得の格差解消に向けた取組をしながら、責任のある立場で女性が多様な意見を会務に反映させていく工夫が必要です。

### 3 業際・非弁問題

市民の利益を守るためには、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士が法律事務を担うべきです。隣接士業の権限拡大に向けた安易な法律改正には厳しい姿勢で臨むとともに、権限逸脱行為には、毅然とした姿勢で対応していくことが重要です。非弁行為は全国の弁護士会が連携して取り締まることが不可欠であり、日弁連のサポートが重要です。

### 4 広報の充実

日本最大の人権擁護団体である日弁連の活動を市民や社会に伝えることは市民の利益に適うものです。メディアへの発信とともに、会員向けの情報提供にも力を入れる必要があります。

### 5 日弁連の財務・IT化の取組

日弁連が将来にわたり発展していくためには、確固たる財政基盤が必要です。他方、オンライン化、事務の効率化等により、支出の削減に努めていかなければなりません。総会、理事会などの会議へのIT技術の活用については、技術の進展、社会の変化に応じ、意見集約のあるべき姿を不断に模索する必要があります。

### 6 小規模弁護士会支援

日弁連は、意見照会、アンケート依頼等について小規模弁護士会の負担にならないようにし、ITによる事務効率化で職員が働きやすい職場にしていく必要があります。

## 終わりに

これからも日本社会は多様化、複雑化していくものと思います。ウクライナやパレスチナ問題など、世界の平和が脅かされている今、国際的な視点も重要です。日弁連は公正で公平な社会の実現に向けて、不断の努力を重ねていかなければなりません。すべての弁護士が一丸となって課題の解決を図り、司法の未来、弁護士の未来につながるよう、私は日弁連のリーダーとして、全力で取り組みたいと考えています。ご支援、ご声援のほどお願い申し上げます。

## 経歴

1977年 一橋大学法学部卒業  
 1983年 弁護士登録(東京弁護士会・35期)  
 2017年 日弁連副会長、東京弁護士会会長  
 2020年・2021年 日弁連事務総長  
 [日弁連] 日弁連公設事務所・法律相談センター副委員長、総合法律支援本部副本部長 ほか  
 [東 弁] 東日本大震災対策本部長、男女共同参画推進本部本部長代行 ほか  
 [その他] 東京都震災復興検討会議委員、司法試験委員会幹事 ほか

## ホームページ

<https://www.fuchigamireiko2024.jp>

